

## 仕事のごみは少量でも家庭ごみの集積所には出せません

仕事のごみには、会社・お店・事務所・飲食店・工場・社会福祉施設・官公庁・学校などから出たごみが含まれます。仕事の種類、大きさ、会社か個人の事業かは関係ありません。

**※不法投棄や不法焼却は日本の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)により罰せられます。**

### 仕事のごみの種類と出し方

ごみの種類	説明	出し方
<b>産業廃棄物</b>	プラスチック製品、布類(化学繊維)、金属を含むもの(棚・事務機など)、茶わんなどの陶磁器やガラスなど	産業廃棄物処理許可業者と書面で契約する。 <b>※仙台市のごみ処理施設には持ち込めません。</b>
<b>資源物</b>	新聞、雑誌、段ボール、メモ用紙、シュレッダーなどの紙類	1 仙台市の事業系紙類回収庫に持ち込む。 2 民間の紙類回収ステーションに持ち込む。 3 紙類回収業者・古紙問屋に回収を依頼する。 4 仙台市の事業系一般廃棄物収集・運搬許可業者と契約する。 <b>1～4のいずれか</b>
	飲料用の缶・びん・ペットボトル	1 仙台市の事業系一般廃棄物収集・運搬許可業者と契約する(専用のごみ袋を買うなど)。 2 仙台市の資源化センターに持ち込む(有料)。 3 民間の資源化施設に持ち込む。 <b>1～3のいずれか</b>
<b>可燃ごみ</b>	生ごみ、剪定枝、木でできたもの(棚・テーブルなど)、わりばし、リサイクルできない紙、落ち葉、刈草、布類(綿や絹などの天然繊維)など	1 仙台市の事業系一般廃棄物収集・運搬許可業者と契約する(専用のごみ袋を買うなど)。 2 事業者が自分で仙台市のごみ処理施設に持ち込む(有料)。 <b>1か2のいずれか</b>

### お問い合わせ先

日本語 事業系一般廃棄物(可燃ごみ、紙類、飲料用の缶・びん・ペットボトル)について  
事業ごみ減量課指導係 022-214-8679

産業廃棄物について 事業ごみ減量課事業係 022-214-8235

日本語以外 通訳サポート電話(仙台多文化共生センター 毎日9時～17時) 022-224-1919

※月に1～2回程度休みの日があります。